

平成20年度事業計画（案）

平成20年度の事業計画（案）を次のとおり策定したのでその承認を求める。

重点事業

- 1．相談事業の促進・強化
- 2．登記事務の見直し強化
- 3．オンライン業務の充実支援
- 4．裁判事務の強化
- 5．地域司法の拡充
- 6．ADR事業の本格化
- 7．成年後見制度の充実支援

1．司法書士制度の地道な足固めと挑戦

基本的に昨年度の事業を継続して実施する。

司法制度改革による簡易裁判所の代理権の取得は、司法書士に格段の地位の向上と新たな方向性を示してくれた。このことはこれまでに先輩たちが地道に築き上げてくれた結果でもあり、また、今後の我々に対する期待でもある。近年一定の範囲内ではあるが、その訴訟代理業務、裁判外和解代理業務、法律相談業務等の処理件数が徐々に増加しており、それにより司法書士の存在が徐々に市民や関係機関からも身近な法律相談相手として認知されてきたことを実感している。また、家庭裁判所からの成年後見などの候補者推薦依頼や福祉関係機関からの講師依頼・相談等はその現れである。

ただ、弁護士人口の増加や他土業の業務範囲の拡大による自由競争、経済不況に伴う登記事件の減少等、司法書士を取り巻く環境は、益々厳しい状況にある。

こうした状況の下、できることを地道にそして確実に行き、司法書士に期待されている新たな業務を探求し、司法書士制度の発展のため、次の重点事業を強力に推進する。

2．重点事業

（1）相談事業の促進・強化

相談業務は、司法書士業務の入口であり、重要な業務である。

「司法書士は市民の身近な相談相手」と言い続けて久しい。前記のとおり、簡易裁判所の代理権の取得により、その相談業務内容も大きく変化し、市民との距離が身近になってきたと自負しているが、司法書士の職務内容の周知に至っては、まだまだ十分とは言えず、新たな、そして地道な事業展開が必要であると考えている。

昨年度は特に、高知県立消費生活センターに名簿を提供することにより、新たなネットワークの構築ができたことは大いに評価できる。今後も同センターとの連携が必要だと考えている。法テラスや県・市町村の相談窓口との連携も重要である。

また、従来から司法書士が行ってきた中立的で調整役的な職業感覚は、司法書士制度の発展につながる重要な資質である。相談事業を通してその資質の向上を図る。

(2) 登記事務の見直し強化(不動産、商業、法人(企業法務含む)など)

登記業務は、司法書士の重要な業務である。司法書士が登記に関わることにより、登記制度を一層安全で信頼性の高いものにする必要がある。更に研鑽を積み、研究成果を会員に還元するべく研究会の支援と新たな立ち上げを推進する。

(3) オンライン業務の充実支援

平成20年1月からオンライン申請が実施され、申請形態が大きく変化した。オンライン化による登録免許税の最高5,000円の割引は、市民の生活に直結する重大な問題であり、登記専門家として避けて通れないオンライン業務である。オンライン申請がスムーズに実施できるよう法務局とも連携しながら支援体制を強化するとともに、オンライン申請の普及を推し進める。

(4) 裁判事務の強化

本年度は、平成15年の法改正実施から既に5年目に入り、簡易裁判所における訴訟代理権の見直しの年である。多重債務問題は、裁判事務の増加を惹起し、市民側に立つ視点とその感覚を与えてくれた。本年度は、簡易裁判所への申立件数にこだわるだけでなく、更に市民の生活の中に入ってゆく姿勢を追求し、多重債務問題から一般訴訟業務へと意識を拡大することが重要であると考え。調停事案への取り組みもその一例である。

(5) 地域司法の拡充

高知県にとって、司法過疎は深刻な問題である。昨年度に引き続き事業を継続し、新たな会員が過疎地で開業し、地域で法的サービスが提供できるよう強力に支援する。経済的支援として本年度、開業支援のために特別会計を創設する。

(6) ADR事業の本格化

本年度は、不動産関係業務の範囲に限定して検討し、ADRの認証を目指す。裁判外紛争の解決方法のため、引き続きスキルアップ研修を推進する。

(7) 成年後見制度の充実支援

市民の成年後見制度に対する司法書士への期待が益々大きくなってきたことは日常業務を通して実感している。司法書士の将来像を考える上で、重要な分野であると考え。福祉、法律、医療等の各分野の専門家が協同してネットワークを構築する必要性を感じている。障害者や高齢者等のニーズに対応すべく成年後見制度を支える専門家として位置づけ、更なる充実を図り、(社)成年後見センター・リーガルサポートを支援する。

3. 各事業の具体的計画

[総務関係]

- (1) 会員への通信方法(メール等)、会費引き落とし方法の改善検討
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 電話会議の導入の検討
- (4) 役員会(毎月)、理事会(年4回)、支部長会(年1回)の開催

(5) 他団体との協調(法務局・裁判所・弁護士会・他士業会)

[企画関係]

(1) 研修委員会

研修の実施(年3回)7月5日(土)、11月29日(土)、2月7日(土)
内容 オンライン等登記業務(法務局職員)、会員間の情報交換、不動産登記、商業登記(企業法務含む)、裁判事務、相談業務、倫理研修など
各種研究会の管理・運営
商事研究会・不動産登記研究会
任意研修会の実施
配属研修体制の整備
年次制研修の運営
日司連研修への派遣・推進
支部研修への協力

(2) 広報委員会

対内広報
「ホッホーだより」(年4回発行)6月、9月、12月、3月
ホームページの更新等管理運営
対外広報
新聞社、テレビ、ラジオ等マスコミ関係機関や市町村広報誌による広報
・司法書士業務全般
・会事業(例 法の日、相続登記月間、労働トラブル110番、敷金トラブル110番など)
マスコミ関係機関との日頃からの情報交換

(3) 簡裁代理関係業務推進委員会

研修会(調停申立、裁判傍聴等)の実施
「労働トラブル110番」、「敷金トラブル110番」の継続実施
裁判所との連携強化(協議会等の開催)

(4) 消費者問題委員会

クレサラ相談会(毎週水曜日)
消費者問題の研究企画、エキスパートの育成
研修会の実施
全国一斉クレサラ相談会の開催協力
法教育の実施
消費者問題講師派遣
消費者問題に関する県、市町村との連携強化

(5) 調停センター

調停センターの認証申請
調停センターの実施・管理・運営
手続実務者の募集・管理
手続実務者の育成トレーニング企画・実施

- (6) 司法書士総合相談センター
相談事業の運営・管理・充実（「幡多司法書士総合相談センター」の日司連からの事業予算支給終了により本会が事業を引き継ぐ）
段階的有料相談の実施
司法支援センター「法テラス」、高知県立消費生活センターとの連携、強化
相談員の募集・管理
相談員の育成・研修（相談技法等）
相談員・講師の派遣
相談体制についての4ヶ月毎の見直し

- (7) 司法過疎対策・会員増強推進
開業資金の貸与
パンフレットの配布
開業フォーラム等への参加

- (8) 成年後見制度の充実支援
高齢者・障害者問題や成年後見問題の受け入れ体制の整備
リーガルサポート会員の増強及び育成強化の支援
成年後見全国一斉相談会の支援
リーガルサポートとの連携（家庭裁判所との協議等）
高知県社協、市町村社協、地域包括支援センターその他関係機関との協調

[会計関係]

- (1) 将来的財政運営の検討
- (2) 予算の適正執行・管理
- (3) 日司連からの助成金の取り扱い管理

[その他]

- (1) 損害賠償に関する任意保険への加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金への加入促進
- (3) 定期検診の推進
- (4) レクリエーション（弁護士会とのゴルフコンペの開催等）